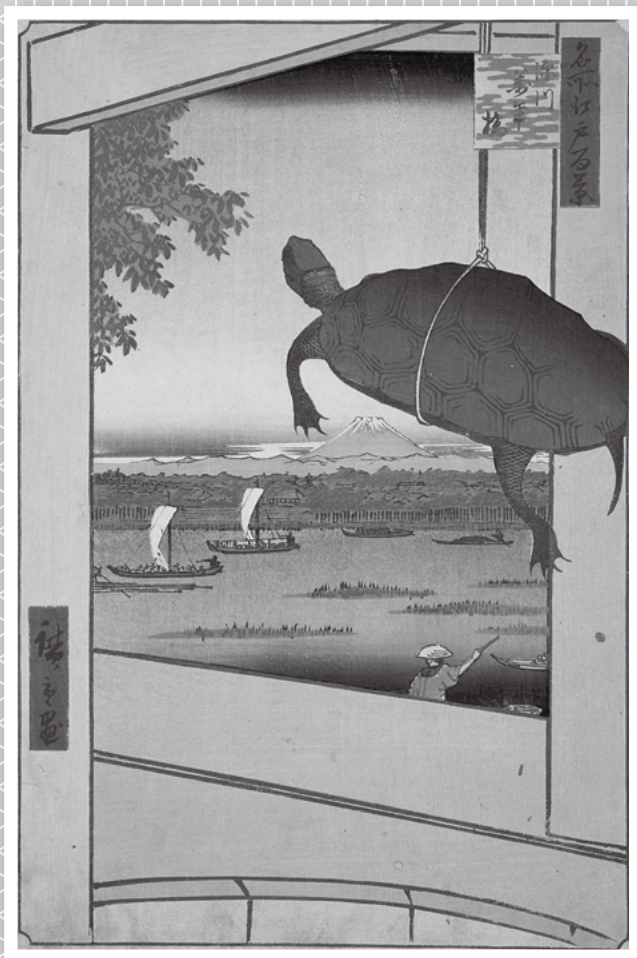


江東区文化財保護強調月間2022

歴史と文化を 考えよう



名所江戸百景 深川万年橋(歌川広重)
(国立国会図書館デジタルコレクション)

下町 文化



KOTO City In TOKYO
スポーツと人情が熱いまち 江東区

NO.

299

2022.9.30

発行

江東区地域振興部
文化観光課文化財係
〒135-8383
江東区東陽4-11-28
TEL(03)3647-9819
<https://www.city.koto.lg.jp/>

○江東区文化財保護強調月間2022

歴史と文化を考えよう

- ・江戸の文化を体感する
- ・民俗芸能大会
- ・文化財講演会
- ・江東区伝統工芸展

○清澄庭園の石造物

○文化財説明板の紹介

○資料紹介

絵葉書で見る明治・大正期の亀戸駅

○江東歴史紀行

江戸時代の永代橋

○明治8年架橋の永代橋

江戸の文化を体感する

「江戸の粋いきに触れ、体感する。そして伝統的な技術に出会う」。そのような機会が「文化財保護強調月間」の期間中に訪れます。普段なかなか触れることのできない「伝統」を見に、ぜひ会場にお越しください。

このすがすがしい秋に、「歴史と文化を考えよう」と銘打って、歴史ある文化財を一挙公開いたします。「江東区民まつり」の一環として、都立木場公園で行われる「民俗芸能大会」。そこで演じられる芸能は、江戸時代から続くもので、本区の地域性と深く結びついて生まれました。また、深川江戸資料館で行われる「伝統工芸展」では、江戸時代、あるいはそれ以前からの、ものづくり文化を支えた伝統的な技術を見ることが出来ます。工芸作品を見る機会がありますが、実演を通じて製作過程を知ることにはなかなかできません。このほか、本区の歴史を紐解く文化財講演会も行われます。

江東区の歴史と文化に触れることは、地域を理解するうえでとても大切です。この機会に、ぜひお越しください。ぜひお越しください。

詳細は、2・3頁をご覧ください。

(文化財主任専門員 出口宏幸)

民俗芸能大会

10月16日(日)
会場 都立木場公園
(木場4丁目)

〔午前11時～12時30分〕

場所 入口広場

木場の角乗

東京木場角乗保存会

江戸時代、木場の筏師(川並)は、鳶口一つで材木を筏に組んでいました。角乗は、その仕事の余技として生まれました。

〔午後1時～3時20分〕

場所 ふれあい広場

富岡八幡の手古舞

富岡八幡の手古舞保存会

富岡八幡宮の祭礼で神輿の先頭に立ち、木遣を歌いながら、男鬘に裁着袴という粋ないでたちで練り歩きます。昔は、辰巳芸者が行いました。

砂村囃子

砂村囃子睦会

江戸時代中期に金町の香取明神社(現葛飾区葛西神社)の神官が農民に教えた祭囃子の流れを汲むお囃子です。

木場の木遣

木場木遣保存会

木場の川並衆が材木を練る時、お互いの息を合わせるため、歌われた労働歌です。

木場の木遣念仏

木場木遣保存会

木場に伝えられたもので、大数珠を手繰りながら念仏を唱える大変珍しいものです。

深川の力持

深川力持睦会

江戸時代から倉庫地帯であった佐賀辺りで、米俵や酒樽などの運搬をする人々の余技として芸能化しました。



木場の角乗(右上)
富岡八幡の手古舞(右下)
砂村囃子(中上)
木場の木遣(左上)
深川の力持(左下)

文化財講演会

入場無料

吉宗・静山・庶民も見た西洋絵画

〔五百羅漢寺の油絵〕

本年度の「文化財講演会」では、岩崎均史氏(江東区文化財保護審議会委員・静岡市東海道広重美術館館長)に羅漢寺の歴史、同寺に存在した絵画についてお話していただきます。

天恩山五百羅漢寺は、江戸時代の江東区域(現在の西大島駅付近)に存在した寺院です(現在は目黒区)。その存在は、等身大の五百羅漢像、三匠堂(さむらうどう)が建造物として大変特徴的なものであることから、多くの人が訪れる江戸の名所の一つにもなりました。その繁栄ぶりは、多くの浮世絵に描かれ、随筆や日記にも記されています。

そして、この寺院には、はるばるオランダから運ばれてきた油絵が存在し、こちらも人の耳目を集めたといわれます。なぜ、禅宗の寺院に、鎖国政策で日本国内に運ばれることが困難だったヨーロッパの油絵があったのでしょうか。その経緯や顛末を画像と資料を用いて説明していきます。

日時 11月9日(水)

午後6時30分～8時

会場 江東区教育センター1階大研修室(東陽2-3-6)

定員 30人(抽選)

申込方法 往復はがきでの申込とさせていただきます。1枚につき1名で、複数名の申込は不可とします。

往信面裏に①講座名「文化財講演会」、②住所、③氏名・ふりがな、④電話番号を記入してください。

返信面表に⑤郵便番号、⑥住所、⑦氏名を記入し、〒135-8383

江東区東陽4-11-28 江東区地域振興部文化観光課文化財係へ送付してください。結果は返信用はがきでお知らせします。

※消えるボールペンでは記入しないでください。

締切 10月12日(水) 必着
問い合わせ先

江東区地域振興部文化観光課文化財係
電話 03-3647-9819
FAX 03-3647-8470



〔名所江戸百景 五百羅漢さむらう堂〕
(国立国会図書館デジタルコレクション)

無形文化財公開事業 **入場無料**

江東区伝統工芸展「工芸のちから」

日時 10月29日(土)～11月3日(木・祝日) 午前10時～午後4時
 会場 深川江戸資料館 地階レクホール(江東区白河1-3-28)

41回目となる本展では、伝統工芸品の展示、伝統技術を受け継ぐ区無形文化財保持者による実演を行います(左日程表参照)。ぜひご覧ください。

実演時間(2時間30分)

〔午前の部〕 午前10時～12時30分
 〔午後の部〕 午後1時30分～4時

伝統工芸品即売(会期中)

会場内で、江東区伝統工芸保存会による工芸品の即売が行われます。

実演公開日程表

| 日程 | | 技術 | 保持者 |
|----------------|----|-----------------------|----------------------|
| 10/29 (土) | 午前 | 刀剣研磨 | 臼木良彦 |
| | | べっ甲細工 表具 | 磯貝 實 岩崎 晃 |
| | 午後 | 刀剣研磨 | 臼木良彦 |
| | | 相撲呼出し裁着袴製作 木彫刻 | 山口由紀 渡邊美憲 |
| 10/30 (日) | 午前 | 襖櫓・襖椽 | 鈴木延坦 |
| | | 帯製作 | 杉浦正雄 |
| | | 更紗染 | 佐野利夫 |
| | 午後 | 建具 茶の湯指物 更紗染 | 友國三郎 山田一彦 佐野利夫 |
| 10/31 (月) | 午前 | 茶の湯指物 | 山田一彦 |
| | | 江戸切子 | 小林淑郎 |
| | | 無地染 | 近藤良治 |
| | 午後 | 襖櫓・襖椽 江戸切子 無地染 | 鈴木延坦 小林淑郎 近藤良治 |
| 11/1 (火) | 午前 | 建具 | 友國三郎 |
| | | 染色補正 | 丸田常廣 |
| | | 表具 | 岩崎 晃 |
| | 午後 | 帯製作 木彫刻 表具 | 杉浦正雄 渡邊美憲 岩崎 晃 |
| 11/2 (水) | 午前 | 相撲呼出し裁着袴製作 | 山口由紀 |
| | | 染色補正 | 丸田常廣 |
| | | 無地染 | 近藤良治 |
| | 午後 | 襖櫓・襖椽 すだれ製作 無地染 | 鈴木延坦 豊田 勇 近藤良治 |
| 11/3 (木・祝日) | 午前 | 刀剣研磨 | 臼木良彦 |
| | | 茶の湯指物 | 山田一彦 |
| | | すだれ製作 | 豊田 勇 |
| | 午後 | 刀剣研磨 建具 木彫刻 | 臼木良彦 友國三郎 渡邊美憲 |

※都合により変更する場合があります (順不同・敬称略)



昨年の様子(江戸切子)



会場・深川江戸資料館への交通

- 東京メトロ半蔵門線「清澄白河」下車徒歩3分
- 都営大江戸線「清澄白河」下車徒歩3分
- 都バス門33「清澄庭園前」下車徒歩3分
- 都バス秋26「清澄白河駅」下車徒歩4分

本展は、新型コロナウイルス感染症の影響により中止または変更される場合があります。またご来場される際には、マスクの着用、手指消毒、検温等にご協力ください。体調のすぐれない方は来場をお控えください。

清澄庭園の石造物

清澄庭園（清澄3-3）は、大泉水を中心に周囲を園路が巡る回遊式の林泉庭園です。その歴史は、明治11年（1878）に三菱の創業者岩崎弥太郎が土地を購入し、来客用に庭園の整備を行ったことに始まります。その際、全国各地の名石を集め、池の周囲に配置することで、独特な景観が作り出されました（本誌262号参照）。深川親睦園と名付けられた庭園は、二代目弥之助（弥太郎の弟）、三代目久弥（弥太郎の長男）に引き継がれ整備されました。その後、大正12年（1923）の関東大震災で被災し、被害の小さかった東側の約半分が、翌年東京市に寄付され、昭和7年（1932）に清澄庭園として開園しました。昭和54年（1979）には、東京都指定文化財（名勝）になっています。



石仏群案内板

庭園には、富士山と呼ばれる築山があります。その左側裏手にいくつかの石造物が安置されていることをご存じでしょうか。それらの石造物

は、いずれも江戸時代のもので、4体が江東区登録有形民俗文化財になっています。ここで、簡単に解説いたします。

①阿弥陀供養塔 延宝7年（1679）

延宝7年に法印慶光の墓石としてつくられたものです。区内でも古い年号を有しますが、法印慶光の詳細は不明です。

②庚申塔 寛文10年（1670）

民間で信仰された庚申信仰に基づいて建てられました。上部は大きく欠損し、下部には庚申信仰特有の三猿が浮き彫りになっています。この庚申塔も区内では古いものといえます。

③庚申塔 文化12年（1815）

上部と右側面が欠損し、正面には大きく「庚申塔」、左側面には文化12年と刻まれています。基礎部分に浮彫りの三猿は、かなり摩滅しています。

④馬頭観音供養塔 安永3年（1774）

頭部に馬頭を頂く忿怒型の馬頭観音像で、安永3年の造立です。民間信仰で馬（農耕や運送など）を供養するために建てられました。

これら4体の石造物について、北村信正『清澄庭園』（東京公園文庫18）には、深川親睦園の庭園築造当時に出土したものと伝えられている、との記述が見られます。刻まれた年号から、



4体の石造物

深川親睦園の築造以前のものであることは間違いないため、江戸時代、この地にあった下総国関宿藩下屋敷の頃からのものであっても構いません。先の伝承に基づけば、それらがのちに庭園築造時に発見されたと考えることもできます。

また、『清澄庭園 景石・石造物めぐり』（東京都公園協会）によれば、関東大震災（1923）以前の深川親睦園には、「田舎家」という施設があり、石造物はその周辺に置かれていたようです。しかし、4体の石造物の現在に至る変遷は、「田舎家」時代を除き、不明と言わざるを得ません。そこで、仮に石造物が下屋敷当時からあったとした場合、深川親睦園、清澄庭園と続く長い歴史のなかで、置かれた場所を変えながらも、常にその空間に存在したということになります。その意味で、庶民の供養や信仰形態だけでなく、江戸から現代に至る歴史の繋がりを伝える、貴重なものといえるのかもしれない。

（文化財主任専門員 出口宏幸）

「文化財説明板の紹介」

文化財係では、江東区登録史跡や江東区指定文化財の所在地に文化財説明板を設置し、その歴史や文化を紹介しています。令和3年度は指定文化財説明板「越中島砲台跡」を、国立大学法人東京海洋大学越中島キャンパス内の職員会館前の植込みに設置しました。

越中島砲台跡

越中島砲台は、日本近海に來航する外国船に脅威を感じた幕府が行った江戸湾防備体制の一環として築造された砲台です（詳細は本誌293号を参照）。

現在、越中島砲台の跡地とみられる範囲は、職員会館の辺りから、その周囲の舗装道路や芝生、ポンドにかかる辺りであると推定されていますが、それを明示する遺構は現存していません。



資料紹介 絵葉書で見る明治・大正期の亀戸駅

総武本線亀戸駅は明治37年(1904)に江東区域の鉄道駅として最初に開設されましたが、開設当時の工事図面や写真などは管見の限り確認できず、当初の様子を窺い知ることができません。そこで、当区で収集した明治・大正期発行の絵葉書(亀戸駅構内の浸水状況を写した写真使用)が注目されます。今回、これらの絵葉書を用いて、

倉駅間が開通し、同年12月には本所駅(現錦糸町駅)まで延伸します。亀戸駅は、地元民の要望などにより同32年12月28日に同社によって建設の申請がなされ、同33年2月6日に通信大臣の認可があり、同37年3月29日に開業しました。当時、駅周辺に点在する工場(井モスリン製造所・日清紡績会社など)への通勤や亀戸梅屋敷・亀戸天神社等

への行楽のため、乗降者数が多かったようです。なお、総武鉄道(線)は同40年の国有化により総武本線となりました。現在の駅は高架(盛土)となっており、

亀戸駅関連の絵葉書

関東大震災以前に、平時に亀戸駅を撮影した写真は現在までに確認されていません。しかし、明治43年(1910)8月(写真1・3)および大正6年(1917)9~10月(同4)の水害時に撮影された写真を使った絵葉書があり、同駅構内の様子が窺えます。写真

1は現在の亀戸十三間通り、同2はホーム辺りを南西から北東方向、同3は東から西(連絡橋)方向、同4はホームの連絡橋協から東方向と推定されます。明治44年の地図(図)を見ると、線路は駅の記号より西は2本(明治40年複線化)ですが、同東では4本に分かれています。絵葉書を見ると、連絡橋が架けられていることから、改札口は線路南側の1か所であったことが推定されます。写真2を見るとホーム上には「かめろど/亀戸/KAMEIDO」と書かれた駅名標と電灯が設置されているほか、樹木が見えます。

『大正十二年 鉄道震害調査書 補遺』(鉄道省大臣官房研究所、昭和2年)には、亀戸駅の被害の記述があり、上下乗降場のほか本屋、待合所、仮貨物中継荷扱所、第一号官舎、合宿所、助役詰所等の施設名が見えます。これらの配置は分からないものの、大正12年9月の時点で多くの駅関連施設(建物)があったようです。



写真1 絵葉書「(稀有の大洪水)明治四十三年八月十五日 亀井戸井戸停車場大浸水」※印字のまま



写真2 絵葉書「(明治四十三年八月東京大出水之実況) 亀井戸駅ノ大惨状」



写真3 絵葉書「明治四十三年八月大洪水ノ実況 亀井戸駅濁流突破避難汽車」



写真4 絵葉書 絵葉書「(大正六年九月廿日夜半) 帝都大暴風雨ノ実況」 亀井戸附近ノ惨状



写真2のアップ ※駅名標と電灯



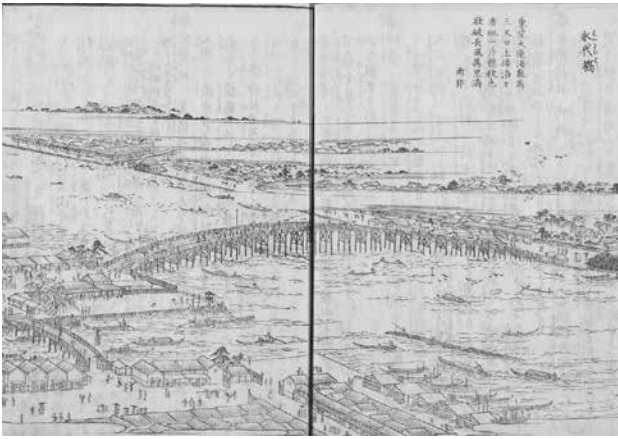
図 亀戸駅
「東京府南葛飾郡亀戸町大嶋町」
(明治44年 通信協会)部分
(国立国会図書館デジタルコレクション)

江東歴史紀行

江戸時代の永代橋

現在の永代橋は、大正12年(1923)に発生した、関東大震災からの復興事業の第1号として架橋されました。ドイツのライン川に架かるレマーゲン鉄道橋をモデルとした本橋は、大正15年(1926)12月に竣工し、80年余を経た平成19年(2007)、国の重要文化財に指定されました。

ここでは、架橋以来の歴史を紐解くことで、隅田川に架かる永代橋が、どのように維持され、現代に伝えられてきたのか、江戸時代を中心に、その苦



江戸名所図会 永代橋 (国立国会図書館デジタルコレクション)

勞の一端を紹介したいと思います。
架橋と破損

永代橋が初めて架橋されたのは、江戸時代中期の元禄11年(1698)です。それ以前は渡船場が設けられ、船でこの大川を渡っていたので、架橋による利便性の高まりには計り知れないものがあつたと考えられます。文政11年(1828)の『町方書上』(以下『書上』、国立国会図書館蔵)にある「永代橋」の項には、同橋は、隅田川の両端を結ぶ渡しの場合に、東叡山寛永寺の中堂(根本中堂)を建てた残木をもって架橋されたとあります。

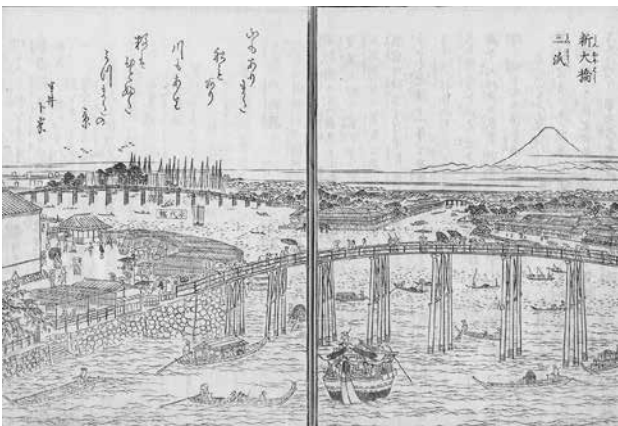
ところが、架橋から21年後の享保4年(1719)3月に、幕府は早くも橋を取り払う命を下しました。一度架けた橋を撤去するという幕府の方針に対し、深川の町々は平日の往来や風雨・出火の時に難儀するため、取り壊さず、橋を深川の町々による管理にしてくれるよう、町奉行の大岡越前守に願ひ上げました。そして、この願ひは、ほどなく承認されました。

この時のことを、その背景も含め、『重宝録 十八』(東京都公文書館蔵)からもう少し詳しく見てみましょう。

この件に関しては、当時の南町奉行大岡越前守と北町奉行中山出雲守が中心となり対応しました。まず、両町奉

行は、幕府の普請奉行ほか1名とともに、享保4年(1719)3月に「覚」という文書を作成しています。そこには、永代橋とともに新大橋の破損に関する、つぎのような認識が示されました。それは、①「大破」のため修復は難しく、新規に架橋せざるをえないこと、②橋杭も水際からくさり、「諸道具」ともに朽ち果て、往来は危険であること、③永代橋は新大橋より高く丈夫に造られており、架橋に際して新大橋よりは経費が増すと思われること、の3点でした。

また、同月に作成されたもう一つの「覚」という文書では、両橋のうち一ヶ所を取り払いたいとしたうえで、見分



江戸名所図会 新大橋 (国立国会図書館デジタルコレクション)

のうえ思案したところ、永代橋を取り払い、新大橋を残すべきであるとして、います。この見分の目的については、一つには両橋の破損状況を実際に確認すること、二つには両橋の架けられていた地域的な必要性を見極めることにあつたと推測されます。その結果、幕府は永代橋を取り払うことに決定したのです。このとき、元禄6年(1693)に架橋された新大橋も26年しか経過していませんでしたので、隅田川に架けられた両橋とも、わずか20年余りで修復不可能な状態に至つたということになります。

橋の取り払い

両町奉行は、永代橋取り払い決定の理由として、次の2つをあげています。一つは、新大橋が本所の中ほどにあるため、火事などに際して、人混みで両国橋が渡れなくなつても、新大橋を渡れば支障がないこと、二つは、永代橋は渡る人が多いように見えるが、橋がなくなつても新大橋を渡れば支障がない、ということでした。すなわち、永代橋の方が利用者は多いと認めつつも、新大橋が本所の中ほどにあるという点を重視しており、新大橋があれば、本所・深川の人々の生活は支障をきたさないという判断です。これが、先述の「地域的な必要性」を見極めるという

ことであり、見分の目的の一つであったと考えられるのです。

いずれにしても、永代橋を取り払われては、深川の人々にとって、生活・商売など、様々な場面で支障が生ずることになります。幕府がいくら新大橋があるから支障はないといつても、町人目線で考えれば、大いに支障をきたすことは明らかです。そのため、深川の町々は、翌享保4年（1719）4月に橋を残し、町人へ下さるようお願いしました。

願いの内容は、大岡・中山両町奉行名で同月に作成された「覚」に記されました。その文書は北町奉行所で認められたのち、4月8日に老中の戸田山城守と若年寄の大久保佐渡守に上申され、2日後の10日には、承認したことが大



深川新堀川辺永代橋近辺絵図 (国立国会図書館デジタルコレクション)

岡越前守に伝えられています。大岡は、翌11日に町人を呼び出し、両町奉行立ち合いのもと、橋を

へ下すとの申し渡しを行いました。『書上』によれば、この時、橋とともに橋の東西につながる広小路も助成地として町に下されました。また、深川の町名主8人が、「橋懸り」に任命されました。

橋の管理

しかし、橋の管理はそう簡単なものではありませんでした。『書上』に記された永代橋の長さは、114間（約205m）、幅は3間4尺5寸（約6.75m）です。経年劣化や大雨・洪水などに際して、そのような大橋を幾度となく修復するには、多額の費用を要し、困難を極めました。そのため、2年後の享保6年（1721）、深川と日本橋の町々は、武家を除き、橋を往來する人から一人2文づつ渡銭を徴収したいと、幕府に願ひ上げました。

この願ひに対し、幕府の許可は下りませんでした。しかし、5年後の同11年（1726）6月に再び出願し、7年間の期限つきで、2文の徴収が認められました。その後も、一時期を除き、2文ないし1文の徴収を、継続して願ひ上げています（表）。

ちなみに、渡銭の徴収は、新大橋でも行われました（本誌239号参照）。同誌によれば、同橋を渡る人は、月によって異なりますが、1日あたり概ね3000〜5000人前後で、月に

表 渡銭徴収の経緯

| 年代 | 徴収額 | 可否 | 期限 | 関係町名 | 備考 |
|-------------------------------------|-----|----|-----|--------|-------|
| 享保6年(1721) | 2文 | 否 | — | 深川・日本橋 | |
| 享保11年(1726) 6月～ | 2文 | 可 | 7年 | 深川町々 | |
| ※享保14年4月橋掛け直し ※享保18年5月～無渡銭往來 | | | | | |
| 元文元年(1736) 9月～ | 1文 | 可 | 10年 | | |
| 延享3年(1746) 9月～ | 1文 | 可 | 10年 | | 年延 |
| ※期間中の寛延3年(1750)深川町々に神田川洩いを命じられる | | | | | |
| ※宝暦10年(1760)2月に永代橋焼失、仮橋 | | | | | |
| 宝暦10年(1760) 9月～ | 1文 | 可 | — | | |
| 宝暦14年(1764) 11月～ | 2文 | 可 | — | | |
| ※明和2年(1765)永代橋完成 | | | | | |
| 明和7年(1770)～ | 2文 | 可 | — | | のち1文 |
| ※天明1年(1781)から隅田川出水続き破損掛継ぐ | | | | | |
| ※寛政2年(1790)迄に長さ14間(約25m)残らず普請、多額の借金 | | | | | |
| 寛政3年(1791) 7月～ | 2文 | 可 | 5年 | | 年延の願ひ |
| ※寛政4年(1792)9月4日大雨で廻船が橋に当たる、普請できず船渡 | | | | | |
| ※文化4年(1807)永代橋落橋、橋請負人3人入牢 | | | | | |
| 文化6年(1809) 2月～ | 無渡銭 | — | — | 菱垣廻船仲間 | 幕命か？ |
| 文政2年(1819) 6月～ | | | | 深川町々 | 町方入用橋 |

〔町方書上〕により作成 ※文政11年(1828)成立のため、文政2年以降記述なし

およそ8〜15万人ほどにもなりました。そのため、1人2文でも相当な額に上ったようです。その点、往來人数は永代橋の方が多かったとありますので、2文・1文・無渡銭の違いは、橋の維持にも大きく影響したことでしょう。

橋の事故と管理責任

そんな中、永代橋で一つの事故が起きました。文化4年（1807）8月19日の永代橋落橋です。『書上』によれば、橋に近い深川（富岡）八幡宮の祭礼で、橋上に人が群集した昼四ツ時（午前10時）頃、橋の中央より西側（深川側）が崩れ、溺死者やけが人が多数に上ったのです。幕府は検使（調査）の上、深川町人の橋の請負人3人

と番人、渡銭取を南町奉行所に呼び出しました。そして、奉行の根岸肥前守は、請負人3人に入牢、番人・渡銭取は、一時預かりのうえ、北町奉行の小田切土佐守に引き渡しました。その後、請負人3人のうち、深川北川町の家主喜右衛門は病死、中島町家主忠右衛門、同町家主平右衛門は遠島、橋番人はお叱りになりました。

橋は、享保4年以來、深川の町々の管理となりましたが、この請負人（家主）が当初から存在したのか否か、また橋懸り（町名主）との関係や、どのような役割を果たしたのかなど、具体的なことはわかりません。しかし、事故をうけて、入牢そして遠島という重い罰を受けたことから、請負人が橋の管理責任者であったと見ることができ、そのため管理不行き届きが咎められ、責任を負ったと考えられます。

架橋ののち、わずか21年で幕府が修復不可能と判断し、取り払われる運命にあった永代橋。現在のような安全基準もない当時、見方を変えれば、常に事故の危険性が内在していたともいえます。その橋を深川の町々が、協力しながら維持し続けたことで、明治以降も永代橋は存在しつづけていると考えられるのです。

（文化財主任専門員 出口宏幸）

明治8年架橋の永代橋

元禄11年(1698)創架そうかの永代橋は、明治維新後、明治8年(1875)、同30年、大正15年(1926)の3度にわたり架け替えられています。ここでは、明治8年に架橋された永代橋の姿を探ってみたいと思います。

馬車が通る

明治8年4月2日に開橋した永代橋は、旧橋よりわずかに下流に架けられ、石造りの親柱おやばしら、X字の高欄こうらんを持つ、方杖形式ほうせいの洋式木橋となりました。

永代橋を描く図1には、往来する馬車や人力車が見えます。明治5年10月13日に、それまで人力車のみ通行が許されていた隅田川の四大橋(永代橋、新大橋、両国橋、大川橋)のうち、当時仮橋であった永代橋を除いて、馬車や荷車の通行が許可されました。

そのきつかけとなったのは、当時四大橋の架替修復を担当していた大蔵省の岡本土木頭の建白です。岡本



図1「東京第一名所 永代橋之真景」
(国立国会図書館デジタルコレクション)

は、馬車などの通行で橋が壊れやすくなることを恐れるのは、「一銭ヲ吝おしミテ百銭ノ失ヲ知ラサルノ誤ナリ」(一銭を惜しんだばかりに後に100銭の大損をしてしまうこと)として、通行禁止は「開明ノ道」(将来の発展)を閉ざしてしまうものだと訴えました。

永代橋は、旧来より反りを減らし、幅を旧橋の3間3分(約5・5m)から6間(約11m)へと拡げ、うち左右7尺(約2・1m)ずつを「人民通行」、中の1丈5尺(約4・5m)の間を「諸車通行」として、人と車の路を分けました。その様子は、永代橋を西詰から望む図2を見るとよく分かります。

路を人と車とに分けるといふ考え方は、明治4年4月に東京府が府下の道路を「車馬通行」と「徒歩往来」とに分けることを政府へ提案したことが始めでしょう(『銀座煉瓦街の建設』)。この時に対象となった道路は、高輪口(港区)から筋違橋御門(千代田区)までの間で、馬車

の間に、馬車

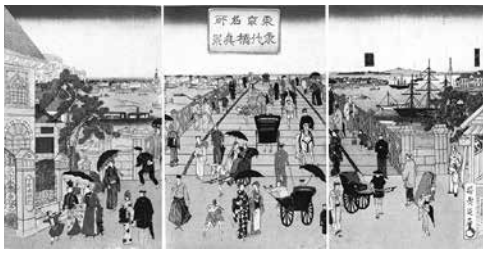


図2「東京名所 永代橋真景」(慶應義塾図書館所蔵資料)

や人力車の往来がはげしく、老人や子どもが歩くには危険で、時には人命に關わることもありました。一方で、外国人が利用する道でもあるので、人や車が入り交じる状況は体裁が悪いものでした。維新後の欧化政策の中で、道路もその一部である橋も西洋化が進んだといえます。

船除杭と木標

木造橋は年を経るに従い腐朽して、くのはやむを得ないことですが、加えて永代橋は、海に臨んでいるために風波による被害も少なくなく、暴風の時には、佃島あたりに碇泊する廻船が衝突して損傷することが何度もありました。

そこで内務省(大蔵省より所管替え)は、永代橋の下流側に船除杭ふねよけの建設を意図し、明治7年6月23日に許可を受けています。船除杭は橋の側に建ち並び(図3)、杭木は虫除けのために銅板で覆われていました。

また内務省は、船がたやすく永代橋に衝突しないように、橋より下流1,000尺(約303m)の川中左右に木標(図4)を1基ずつ建て、木標より上流への碇



図3 永代橋
(『幕末・明治・大正回顧八十年史』第5輯、昭和10年、
国立国会図書館デジタルコレクション)

泊を禁止したことを、明治8年3月25日に正院(明治政府の最高機関)へ報告しています。

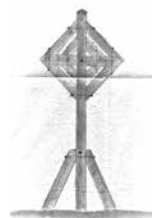


図4 木標
(「公文録」第109巻、
国立公文書館所蔵)

廻船の碇泊地については、江戸時代の寛政6年(1794)6月に、春夏冬は従来通り永代橋より下流40間から50間(約73m〜91m)ほど離れて碇泊し、大風雨の多い7月から9月の間は橋より下流200間(約364m)ほど離れるようにとの取り決めがなされていました(「三橋以下橋々書類」60、国立国会図書館所蔵)。

ところが内務省の調査によると、この仕来りが近年では守られず、永代橋のすぐ近くに碇泊する船もあって大変に危険な状況であったのです。

永代橋その後

明治30年11月、永代橋は鉄橋として架け替えられました。東京市の水道改良事業にともない、隅田川を渡す水道管を支持するには鉄橋である必要があったためです。また、水道管布設のために開拓される道路(現永代通り)と直線になるように、旧橋より約120m下流に架けられました(「東京市区改正委員会議事録」第88号)。

※典拠「太政類典」「公文録」(国立公文書館所蔵)
(文化財主任専門員 栗原修)